

申告受付期間は 2月16日(木)～3月15日(水)

税申告のお知らせ


問合せ

市・県民税…課税課 ☎ 983・2626

確定申告…三島税務署 ☎ 987・6711

申告受付会場と開設期間

市・県民税(住民税)の申告受付


とき	2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前9時～午後5時(午後4時まで受付)	
ところ	<p>三島商工会議所 4階会議室A</p> <p>会場への入場には、当日配付される「入場整理券」または予約専用フォームからの「事前予約」が必要です(電話での事前予約不可。確定申告会場の整理券とは異なります)。</p> <p>可能な限り、郵送での提出にご協力をお願いします。また、例年初日は混みあいますので初日を避けてご来場ください。</p> <p>※三島市役所および三島商工会議所1階では市・県民税申告の受付を行いません。</p> <p>※三島商工会議所の駐車場は有料です。市営中央駐車場を利用した場合は、受付で駐車券を提示してください。</p>	 <p>▲事前予約はこちら</p>

確定申告(所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税)の申告受付

自宅のパソコンやスマートフォンから申告できます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の案内に沿って入力・操作することで、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信が可能です。なお、スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額等が自動で入力されるほか、1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能になります。

また、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携することで、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動で入力されます。スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」を是非ご利用ください。

とき	<p>2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前9時～午後5時</p> <p>会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行、または会場での当日配付の2通りで配付されます。会場での入場整理券の配付は午後4時までです(午後4時よりも早く終了する場合があります)。</p> <p>詳細は国税庁のホームページをご確認ください。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。</p>		 <p>▲国税庁ホームページ</p>
ところ	<p>三島商工会議所 1階TMOホール</p> <p>※三島商工会議所の駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。</p> <p>※市営中央駐車場を利用しても無料になりません。</p> <p>※期間中は三島税務署内には確定申告会場を設けていません。</p> <p>※本年の確定申告では、公的年金を受給している人を対象として、2月13日(月)～15日(水)三島商工会議所1階TMOホールで申告相談を受け付けます。</p>		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策については、政府の方針や感染状況などを踏まえて適切に対応していますので、ご協力をお願いします。

※三島商工会議所への会場の混み具合を確認する電話はご遠慮ください。

市・県民税の申告が必要な人

令和5年1月1日に三島市に住所があり、次のいずれかの事項に該当する人

※確定申告をする人や給与所得だけで年末調整の済んだ人は、市・県民税の申告は不要です。

- ▶市・県民税の申告書が送られてきた人
 - ▶令和4年中に収入のあった人
 - ▶課税(所得)証明書などが必要な人
 - ▶国民健康保険に加入している人
 - ▶公的年金収入の金額が400万円以下で次のいずれかに該当する人
 - ・「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除以外の各種控除(医療費、生命保険など)を追加する
 - ・公的年金に係る雑所得以外に、20万円以下の所得(事業所得、不動産所得、一時所得など)がある
- ※ただし、個人の状況により当てはまらない場合もあります。

申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書、確定申告のお知らせはがき（送られてきた人のみ）
 - ②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（確定申告をする人のみ）
 - ③金融機関の預貯金口座のわかるもの（申告者本人名義のもの）
 - ④収入や必要経費などを集計した書類（源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など）
 - ⑤所得控除などの証明書類（社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、医療費の通知書や明細書など）
- ※社会保険料控除の対象となる介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の支払額の証明書は1月18日(火)ごろに発送予定です。
- ※医療費控除・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人は明細書の作成が必要です。
- ⑥このほか控除の適用に必要な書類（配偶者の所得が分かる書類、障害者手帳、学生証など）
 - ⑦昨年の申告書の控え（確定申告書・収支内訳書・決算書の控えなど）
 - ⑧マイナンバーカード、通知カード、またはマイナンバーの記載がある住民票の写し
- ※通知カードは氏名と住所が住民票と一致しているものに限る。
- ※確定申告をする人はマイナンバーカードの発行時に設定したパスワード（署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）・利用者証明用電子証明書（数字4桁））も必要です。
- ⑨本人確認書類（運転免許証などの身分証明書1点、または被保険者証など顔写真がないもの2点）

申告における注意点

- ▶ふるさと納税ワンストップ特例を利用した人が、確定申告や市・県民税の申告をする場合、特例の適用が外れるため申告に寄附金額を全て含める必要があります。また、5団体を超える地方団体へ寄附した場合も特例の適用が外れるためご注意ください。
- ▶年少扶養親族（平成19年1月2日以降生まれ）のいる人が確定申告する場合、申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」に氏名などを記入し、「16」に○をつけてください。記入がない場合、市・県民税の算出に含めることができません。

その他の税金関係のお知らせ

- ▶上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得等の住民税の課税方式について、住民税における申告不要制度を選択するには別途様式(市ホームページに掲載)の提出が必要ですが、譲渡・配当所得等の全部を申告不要とする場合は確定申告書の提出のみで手続きが完結できます。
- ※令和4年度の税制改正により、令和6年度（令和5年分）から所得税と住民税の課税方式を統一させることになりました。このため、所得税と住民税で異なる課税方式が選択できなくなります。



▲詳細はこちら

三島税務署からのお知らせ

税理士による無料税務相談

- 時①2月6日(月)～10日(金)の平日
- ②2月13日(月)～15日(水)の平日
- 午前9時～正午
- 午後1時～3時30分
- 場①の期間中 三島税務署別館会議室
- ②の期間中 三島商工会議所1階TMOホール

個人事業者の皆さまへ

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(金)が申告と納付の期限です。

住宅借入金等特別控除説明会

- 時2月13日(月)～15日(水) 午前9時～午後5時
- 場三島商工会議所 1階TMOホール
- 注前ページの確定申告の受付と同様に、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券はLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行、または会場での当日配付の2通りで配付されます。会場での入場整理券の配付は午後4時までです。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁 検索